

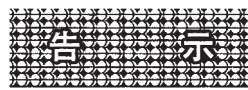
れた区域において行うものを除く。)

- 3 前項に定める作業に従事した職員に支給する特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、作業1日につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
  - (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
  - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 4 職員が、同一の日に前項各号の区分を異にする2以上の作業に従事したとき、又は改正後の規則附則第3項各号の区分を異にする1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の区分を異にする1以上の作業に従事したときは、いずれか一の作業に従事したのものとして当該作業に対する最も高い額の特殊現場作業手当(その額が同額の場合にあっては、当該作業のいずれか一の作業に係る特殊

現場作業手当)を支給する。

- 5 附則第3項第1号又は第3号の作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 6 第4項の規定の適用がある場合であって、改正後の規則附則第3項第1号又は第3号の作業に従事したのものとして特殊現場作業手当を支給する場合の改正後の規則附則第5項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第3項及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(平成24年長野県規則第32号)附則第4項」とする。

人事課



長野県告示第510号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	とよしな敬老園ヘルパーステーション	長野県安曇野市豊科4755番地3	平成24年5月1日
	特定非営利活動法人コンプタ・キュリア	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	ヘルパーステーションまがりっと	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	平成24年5月1日
訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター飯田	長野県飯田市大瀬木298-1	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
訪問リハビリテーション	東御市	長野県東御市県281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
居宅療養管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階	クオール松本南薬局	長野県松本市野溝西1丁目9番35-8号	平成24年3月1日
	東御市	長野県東御市県281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
通所介護	株式会社 グランドライフ	長野県北安曇郡松川村5066番地164	宅老所 安曇野のまる庵	長野県北安曇郡松川村5066番地164	平成24年4月1日
	株式会社春光	長野県松本市大字島立3129番地	宅老所ワルツ	長野県松本市大字島立3129番地	平成24年4月1日
	有限会社 ほほ笑み介護支援センター	長野県上田市福田50-3	ほほ笑みホーム福田	長野県上田市福田50-3	平成24年5月1日

	株式会社中帯	長野県上田市古里167番地2	宅老所おおら	長野県上田市古里167番地2	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター飯田	長野県飯田市大瀬木298-1	平成24年5月1日
	一般社団法人やよい	長野県伊那市西町5741番地12	宅幼老所やよい	長野県伊那市西町5741番地12	平成24年2月1日
	医療法人大和会	長野県駒ヶ根市赤穂9870番地	花の道デイサービスセンター	長野県駒ヶ根市赤穂16621番地5	平成24年5月1日
	株式会社ながでんハートネット倶楽部	長野県長野市権堂町2201番地	運動型半日デイサービスセンターながでんハートネットアクア中野	長野県中野市西1丁目6-2	平成24年6月1日
	社会福祉法人協立福祉会	長野県安曇野市豊科高家5285番地11	デイサービスセンターはなみずき	長野県塩尻市棧敷417番地2	平成24年5月1日
	有限会社はるちゃん	長野県佐久市春日2700番地1	宅老所和楽	長野県佐久市春日2700番地1	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人 博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	短期入所生活介護フランチーズ悠さかえひがし	長野県下水内郡栄村大字豊栄2140番地	平成24年4月1日
	社会福祉法人 敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	しものごう敬老園	長野県上田市下之郷463番地1	平成24年5月1日
	社会福祉法人 敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	ユニットケア型 しものごう敬老園	長野県上田市下之郷463番地1	平成24年4月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	ユニット型特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日
短期入所療養介護	医療法人光仁会	長野県上田市保野710番地	医療法人光仁会川西医院	長野県上田市保野710番地	平成24年2月1日
特定施設入居者生活介護	株式会社ソーシャル・ネットワーク	長野県塩尻市広丘高出2007-5	ウィズ村井	長野県松本市村井町北1-9-78	平成24年5月1日
認知症対応型生活介護	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	グループホームこうしゃ敬老園	長野県中野市竹原1135番1	平成24年3月16日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人幸寿会	長野県中野市大字中野291番地3	やわらぎの家居宅介護支援事業所	長野県中野市中野291-3	平成24年6月1日

## 3 介護老人福祉施設

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日
社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	ユニット型特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日

## 4 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	株式会社あい介護センター	長野県駒ヶ根市赤穂1131番地1	株式会社あい介護センター	長野県駒ヶ根市赤穂1131番地1	平成24年6月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日

	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	とよしな敬老園ヘルパーステーション	長野県安曇野市豊科4755番地3	平成24年5月1日
	特定非営利活動法人コンプタ・キュリア	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	ヘルパーステーションまがりっと	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	平成24年5月1日
	株式会社道我	長野県安曇野市穂高柏原2146番地3	ヘルパーステーション二輪草	長野県安曇野市穂高柏原2146番地3	平成23年11月1日
介護予防訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター飯田	長野県飯田市大瀬木298-1	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
介護予防訪問リハビリテーション	東御市	長野県東御市県281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
介護予防居宅療養管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階	クオール松本南薬局	長野県松本市野溝西1丁目9番35-8号	平成24年3月1日
	東御市	長野県東御市県281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
介護予防通所介護	株式会社 グランドライフ	長野県北安曇郡松川村5066番地164	宅老所 安曇野のまる庵	長野県北安曇郡松川村5066番地164	平成24年4月1日
	株式会社春光	長野県松本市大字島立3129番地	宅老所ワルツ	長野県松本市大字島立3129番地	平成24年4月1日
	有限会社 ほほ笑み介護支援センター	長野県上田市福田50-3	ほほ笑みホーム福田	長野県上田市福田50-3	平成24年5月1日
	株式会社中帯	長野県上田市古里167番地2	宅老所おおら	長野県上田市古里167番地2	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター飯田	長野県飯田市大瀬木298-1	平成24年5月1日
	一般社団法人やよい	長野県伊那市西町5741番地12	宅幼老所やよい	長野県伊那市西町5741番地12	平成24年2月1日
	医療法人大和会	長野県駒ヶ根市赤穂9870番地	花の道デイサービスセンター	長野県駒ヶ根市赤穂16621番地5	平成24年5月1日
	株式会社ながでんハートネット倶楽部	長野県長野市権堂町2201番地	運動型半日デイサービスセンターながでんハートネットアクア中野	長野県中野市西1丁目6-2	平成24年6月1日
	社会福祉法人協立福祉会	長野県安曇野市豊科高家5285番地11	デイサービスセンターはなみずき	長野県塩尻市棧敷417番地2	平成24年5月1日
	有限会社はるちゃん	長野県佐久市春日2700番地1	宅老所和楽	長野県佐久市春日2700番地1	平成24年5月1日
	有限会社寄合所文ちゃん家	長野県東御市布下45番地1	寄合所文ちゃん家	長野県佐久市布施489番地	平成24年1月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人 博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	短期入所生活介護フランチーズ悠さかえ	長野県下水内郡栄村大字豊栄2140番地	平成24年4月1日
	社会福祉法人 博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	短期入所生活介護フランチーズ悠さかえひがし	長野県下水内郡栄村大字豊栄2140番地	平成24年4月1日
	社会福祉法人 敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	しものごう敬老園	長野県上田市下之郷463番地1	平成24年5月1日

	社会福祉法人 敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	ユニットケア型 しものごう敬老園	長野県上田市下之郷463番地1	平成24年4月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	長野県伊那市荒井3500番地1	ユニット型特別養護老人ホームみさやま	長野県伊那市西箕輪3900番地251	平成24年4月1日
介護予防短期入所療養介護	医療法人光仁会	長野県上田市保野710番地	医療法人光仁会川西医院	長野県上田市保野710番地	平成24年2月1日
介護予防認知症対応型生活介護	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	グループホームこうしゃ敬老園	長野県中野市竹原1135番1	平成24年3月16日

## 5 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
喬木村	長野県下伊那郡喬木村6664番地	喬木村地域包括支援センター	長野県下伊那郡喬木村6664	平成23年10月1日

地域福祉課

## 長野県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

## 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
公益社団法人長野県看護協会	長野県松本市旭2丁目11番34号	公益社団法人長野県看護協会居宅介護支援事業所ふたば	長野県松本市双葉4丁目16番	公益社団法人長野県看護協会居宅介護支援事業所ふたば	社団法人長野県看護協会居宅介護支援事業所ふたば	平成24年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

## 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター名古屋	飯田市鼎名古熊2169-1	平成24年4月30日

地域福祉課

**長野県告示第513号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 井元 弘  
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容及びに会場の名称及び所在地

(1) 第I型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成24年 9月30日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成24年 10月4日(木)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎 上田市材木町1-2-6
平成24年 10月17日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	飯田市 長野県飯田合同庁舎 飯田市追手町2-678
平成24年 10月21日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第II型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	平成24年9月1日から 平成24年10月31日まで

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

**長野県告示第514号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢7804の3、7845（次の図に示す部分に限る。）、7851の1、7851の4、7852、7853、7854のイ、7854のロ、7855のイ、7855のロ、7856、7857、7859の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

7851の1（次の図に示す部分に限る。）、7851の4、7854のイ・7855のイ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、7855のロ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安曇野市明科東川手12095、12098、12099、12478
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第516号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡天龍村長島36の1、37、38の1、46、47の2、50、51
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第517号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡小川村大字瀬戸川字吉苧20363の3、20363の4、20365の2、20365の4、20376の5、20377の2、20377の3、20379の1、30379の2、20383の2から20383の4まで、20383の8、20383の9
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年 3月 7日付け農林水産省告示第632号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
上伊那郡辰野町大字横川字飯沼沢3861、字下飯沼沢5332の3	飯澤 武士
上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢5360	荒井 清恵

森林づくり推進課

**長野県告示第519号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年3月7日付け農林水産省告示第633号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢4736	飯澤 武士
上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢4730	小澤 文雄

森林づくり推進課

**長野県告示第520号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年4月12日付け農林水産省告示第987号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
長野市大岡乙2345、2346、2334の1	矢野 久夫

森林づくり推進課

**長野県告示第521号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 干害の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年4月26日付け長野県告示第351号（森林法に基づく保安林の指定）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
長野市鬼無里字サワラ11009のハ、11010、11011の1、11015から11018まで、11019の1、11019のイ、11020のイ、11026の1、11029のイ、11039	戸谷 忠則

森林づくり推進課

**長野県告示第522号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年5月11日付け農林水産省告示第1273号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
大町市八坂字のぼり坂10696、字麻苧頭10703、字干草場10711、10721、字人沢10718、字家向10751、10754のロ、字家の向10748、字家ノ向10750	丸山 春永
大町市八坂字日影10755	大西 倉榮

森林づくり推進課

**長野県告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 7月 9日

長野県知事 阿 部 守 一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成24年5月11日付け農林水産省告示第1275号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
下伊那郡阿南町和合1015の1、1015の2	市原 静子

森林づくり推進課

## 長野県告示第524号

山ノ内町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（1/10,000都市計画基本図作成）
- 2 作業期間  
平成24年5月2日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域  
下高井郡山ノ内町

建設政策課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
一般事務用パーソナルコンピュータ2917台及び周辺機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成25年1月1日から平成29年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室  
電話 026 (235) 7071
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年8月20日（月） 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
    - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成24年8月17日（金） 午後5時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成24年8月15日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
    - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
  - 5 その他
    - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更をし、又は解除することができるものとします。
    - (2) 詳細は、入札説明書によります。